

毎週火、金曜日発行（但休日該当ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県職業訓練所規則の一部改正
- ◇告示 牛の肝てつ検査等の実施
気腫を予防注射の実施
豚コレラ予防注射
保安林指定の解除予定
保険医療機関の指定
保険医の登録
- ◇公告 漁業協同組合整備促進法による整備促進を行なう組合の指定日の告示
- ◇教委告示 昭和三十七年度県立高等学校専攻科生徒の募集
- ◇公告 准看護婦試験の合格者発表

規則

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則（昭和三十二年七月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中「機械工 三〇人」を「機械工 四〇人」
「自動車 三〇人」を「自動車 四〇人」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第百八十二号

実施 期日	実施 区域	実施 場所
四月二十五日	日野郡日野町黒坂地区	上菅家畜検診場
" 二十六日	" "	中菅 "
" 二十七日	" "	黒坂 "
別表 ㊦	気腫を予防注射	
" 十七日	日野町日野地区	門谷、横路 "
" 十八日	溝口町二部地区	板井原、根雨 "
" 十九日	日野町根雨地区	船越、焼杉 "
" 二十日	溝口町福岡地区	二部、畑池 "
" 二十一日	日野町日野地区	船場、貝原 "
" 二十二日	溝口町溝口地区	野田、下榎 "
" 二十三日	日野町黒坂地区	上代 "
" 二十四日	" "	中祖、父原 "
" 二十五日	日野町黒坂地区	小林、本郷 "
" 二十六日	" "	溝口家畜保健衛生所
" 二十七日	" "	金や谷、岩立家畜検診場

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除並びに気腫を予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除並びに注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の肝てつ並びに気腫を予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 注射、検査及び駆除の方法
- 肝てつ検査 皮内注射反応及び虫卵検査法
 肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン及びピチノール
 気腫を予防注射 気腫を予防液皮下注射
- 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
 気腫を予防注射
 牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

別表 (一) 肝てつ検査及び駆除

実施 期日	実施 区域	実施 場所
四月 十二日	日野郡江府町神奈川地区	深山口、日ノ詰家畜検診場
" 十三日	" 江尾地区	江尾家畜市場
" 十四日	" "	西成家畜検診場
" 十六日	溝口町二部地区	佐川 "
		三部、福吉 "

鳥取県告示第百八十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて気腫を予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 気腫を予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 気腫を予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月 九日	日野郡日南町多里	新屋、多里検診場

鳥取県告示第百八十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

十日	萩原、萩山
十一日	阿毘縁、阿毘縁
十二日	石見、中石見、三吉、下石見
十三日	神戸上
十四日	花口、上石見
十五日	折渡印賀
十六日	大宮、中津合、本山
十七日	福栄、上坂、大阪
十八日	福栄、神福、福塚
十九日	日野上、川上、宮内、矢戸
二十日	三栄、丸山、霞
二十一日	山上、高陽
二十二日	山上、福万来
二十三日	福栄、豊栄
二十四日	山上、細谷神社前
二十五日	山上
二十六日	山上
二十七日	山上
二十八日	山上
二十九日	山上
三十日	山上

て、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日前及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十七年四月七日から五月六日まで
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第百八十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡溝口町大内字大谷頭一〇六六字外水原二一〇六七ノ一、一〇六七ノ二、一〇六九ノ五〇(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)所在の保安林指定の目的 水源かん養
解除の理由 国立公園事業にかかる道路敷地とするため
申請者住所氏名 鳥取県知事
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
田崎 医院	米子市灘町三丁目七二の四	内科、小児科、皮膚科、肛門科	田嶋 実	昭和三十六年十月	九日
乾 "	気高郡鹿野町鹿野一四〇五の一	内科、小児科、産婦人科	乾 勘治	" 十二月	一日
岸田 "	倉吉市明治町一〇二八	内科	岸田 専藏	" 十二月二十二日	"
蒲生診療所	岩美郡岩美町蒲生九二一の三	"	小松 延江	" 十二月二十五日	"
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	産科、婦人科	門脇 好登	昭和三十七年一月十一日	"
細田 医院	米子市角盤町三丁目一七	内科、小児科	細田 泰久	" 二月五日	"
足立内科医院	境港市佐斐神町一三二一	"	足立 光三	" 二月十日	"
小鹿診療所	東伯郡三朝町東小鹿一五六〇の三	内科、外科	三朝町 (坂出雅巳)	昭和三十六年四月	"
堀江歯科医院	米子市富士見町二丁目	歯科	堀江 章	" 十一月三日	歯科点数表
岸田 "	倉吉市明治町一〇二七の二	"	岸田 和実	昭和三十七年二月	"
伊藤 "	鳥取市吉方二七〇	"	今田 晴隆	" 二月一日	"
今宮 "	" 湖山町一九四の七一	"	今宮 義昭	" 二月五日	"
田本 "	米子市立町三丁目一〇〇	"	田本 淳	" 二月二十日	"
田本 "	西伯郡名和町御来屋	"	田本伊勢松	" "	"
門脇 薬局	西伯郡大山町末長二八三の三	"	門脇 馨	" 三月二日	"
株式会社乾薬局	鳥取市吉方二七〇	"	(株)乾薬局(乾敏彦)	" "	"

鳥取県告示第百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

白土英雄 西伯郡西伯町法 鳥齒二二三 昭和三十七年三月二十二日

勝寺六七二

鳥取県知事 石 破 二 朗

野原 幸清 米子市錦町一の一六六 清山方

金 雲智 " " 二の八四 本田方

遠藤 昭穂 " " 日の出町二の一 梶原方

谷口 遙 " " 富士見町五一 小倉方

加藤 一吉 " " 錦町二丁目一一一 中島方

岸 正典 鳥取市東品治町 " 二二三 "

鳥取県告示第百八十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

鳥医 九一四 昭和三十七年三月二十七日

" " 九一五 "

" " 九一六 "

" " 九一七 "

" " 九一八 "

山代 昇 松江市大正町四五六
安達 秀雄 米子市西町七八 三浦方

鳥取県告示第百八十九号

漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第二条第一項の規定による浦富漁業協同組合の整備計画樹立のための指定日は、昭和三十六年十二月三十一日とする。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

昭和三十七年度県立高等学校専攻科生徒の募集を次の要項により行なう。

昭和三十七年四月三日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

昭和三十七年度県立高等学校専攻科生徒募集要項
一 募集学校及び募集定員

学 校 名	課程名	所 在 地	募集定員
鳥取県高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目一〇番地	約五〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市堺町二丁目二〇番地	約五〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町三〇七番地	約五〇人

二 出願資格

- 1 高等学校の通常課程及び定時制課程を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条の各号の一に該当する者

三 出願手続

- 1 入学志願者は、第四項に定める出願期間内に次に掲げる書類を各募集高等学校に提出しなければならぬ。
- イ 教育委員会の定める入学志願書に入学選抜手数

料として三百円の鳥取県収入証紙(消印をしてはならない。)をはりつけたもの

ロ 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

- 2 各募集高等学校長は、前項の願書を受理したときは、志願者に受検証を交付するものとする。
- 3 入学志願書は、各募集高等学校から交付を受けるものとする。

四 出願期間

- 1 昭和三十七年四月四日(水)から四月九日(月)までとし、毎日午前九時から午後五時までとする。
- ただし、土曜日は午前十二時までとする。

- 2 郵送の出願書類は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。

五 入学選抜合格者の選考及び合格者の発表

- 1 入学選考は、出願者の提出書類と入学選抜学力検査の結果とを総合して可否を決定する。

- 2 入学選抜学力検査は次のとおりとする。
 - イ 期日 昭和三十七年四月十二日(木)午前九時三十分から午後二時まで
 - ロ 場所 受検者の志望する高等学校
 - ハ 学力検査科目 国語、数学、英語
- 3 合格者の発表は、昭和三十七年四月十四日(土)とし、各高等学校に掲示するほか、合格者に通知するものとする。

六 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑は、志望高等学校あておこなうこと。

七 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目標とし履修教科目は次のとおりとする。
国語、社会、数学、理科、外国語
- 2 専攻科の修業年限は一年とし、学期は前期(四月～八月)後期(九月～三月)の二期とする。

一八	上田 勝代	三五	横本 秀子	五三	大谷 晴子	七〇	御船 祝子
一九	狩野 玉枝	三六	松本美智子	五四	大西 清子	七一	尾坂 知子
二〇	小林智津子	三七	村上 富子	五五	梶谷 敦美	七二	草野二三子
二一	島津 明子	三八	森本 絹子	五六	川田志津江	七三	高橋 初枝
二二	清水 房実	三九	柳原 福代	五七	乗金 道子	七四	箕嶋 愛枝
二三	須山美栄子	四〇	山口 範子	五八	細谷登志惠	七五	揚原美惠子
二四	角 美奈子	四一	山口 洋子	五九	矢倉 和子	七六	正面 敦子
二五	曾我部良子	四二	山本 善子	六〇	渡辺 妙子	七七	小林 栄子
二六	竹森 鈴子	四三	米田千代子	六一	中井 澄子	七八	中川 正江
二七	谷岡 勝江	四五	渡辺千寿子	六二	笹間 五月	七九	小田 靖子
二八	高橋 弘子	四六	青笹 妙子	六三	岡 汪子	八〇	安東 博子
二九	多賀 瑞枝	四七	足立 惠子	六四	小林 睦美	八一	伊田 翠
三〇	筒井紀代子	四八	池尻 久美	六五	徳永 幸子	八二	入江 幸子
三一	永原 昭子	四九	池尻 幸子	六六	松原惠美子	八三	岡本 紘子
三二	長谷川道子	五〇	石倉サダ子	六七	河嶋枝美子	八四	岸本 陽子
三三	船越 照子	五一	市川 春子	六八	米田 信子	八五	田中 惠子
三四	細田とみ子	五二	宇家 克江	六九	小谷美貴惠	八六	福田 陽子

公 告

3 専攻科生徒の学習評価、単位認定並びに修了等の措置については、高等学校の通常課程に準ずるものとする。

4 専攻科の授業料は、次のとおりとする。

イ 授業料は、年額一万三千元とする。

ロ 前項の授業料は、次の区分により分納しなければならぬ。

区分	納付額	納付時期	摘 要
第一期	七千円	四月三十日まで	ただし、納付期限以後に入学者又は復学した者の生じた日の属する月の末日とする。
第二期	六千円	九月 十日まで	

昭和三十七年三月十六日及び十七日に実施した鳥取県准看護婦試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十七年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度鳥取県准看護婦試験合格者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	岩佐美弥子	五	松上五百子	九	小濃 美好
二	桑原八重子	六	山本 郁代	一〇	売間 一美
三	谷口惠美子	七	山口 松子	一一	木田 京子
四	藤原香代子	八	吉岡 正子	一二	滝下 敏子
				一三	滝下 敏子
				一四	秋久 玲子
				一五	足立扶美江
				一六	井沢 玲子
				一七	磯部 惠子

一〇四	田淵 久子		
一〇三	田中 徳永		
一〇二	高原 和子		
一〇一	滝 より子	二九	中西 京子
一〇〇	田中やえ子	二八	日比生利子
九八	亀井 克子	二七	霜村 房江
九七	加藤 陽子	二六	宮本 栄子
九六	河村 京子	二五	源 勝江
九五	尾崎喜美江	二四	藤原多恵子
九四	豊田 初美	二三	藤原みち子
九三	岩城 静江	二二	前田満紀子
九二	井口 久恵	二一	倉持 清子
九一	吉岡 咲子	二〇	野田美枝子
九〇	米田 玉子	一九	村田 信子
八九	森脇 三重	一八	中野由紀子
八八	宮下美智子	一六	中尾 悦子
八七	前田富紗恵	一五	中村佐知子

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 部 鳥取県鳥取市栗谷町
 月極 二五
 配送料共